

高知県特定非営利活動促進法施行条例改正イメージ

県民生活・男女共同参画課

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成29年4月1日施行)

I 認証申請の縦覧期間の短縮等

- ◇添付書類の縦覧期間を「2か月」から「1か月」に短縮
- ◇縦覧期間中の書類の補正可能期間を、「認証申請の受理日から1か月」から、「認証申請の受理日から2週間」に短縮
- ◇公告に加え、インターネットによる公表も可能→①

II 事業報告書等の備置期間等の延長

- ◇NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長→②

- ・NPO法人: 事業報告書等(活動計算書、貸借対照表等)
- ・認定NPO法人: 役員報酬規程、助成金の支給を行った際の実績報告書等

- ◇NPO法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧又は謄写できる期間を、現行の「過去3年間」から「過去5年間」に延長→③

III 認定NPO法人等の海外送金や金銭持出についての所轄庁への事前報告等の廃止→④

IV 「仮認定NPO法人」を「特例認定NPO法人」に名称変更→⑤

V NPO法人は前事業年度の貸借対照表を作成後、遅滞なく公告 (公布の日から2年6か月を超えない範囲内で政令で定める日から施行)

VI NPO法人の活動の状況に関する情報の積極的な公表(努力義務) (平成28年6月7日施行)

※→①～⑤は条例改正が必要。その他は、法において条例委任を受けていないため改正不要。

高知県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

【改正の趣旨】

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の一部改正により必要な改正をしようとするもの。

① 認証申請における公表について、インターネットを利用する。

「公告は、高知県公報に登載してこれを行う」⇒「公告又はインターネットの利用による公表は、高知県のホームページにより公表する」

② NPO法人の事業報告書等の事務所への備置期間の延長

「翌々事業年度の末日までの間」⇒「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」

③ NPO法人から提出された事業報告書等の所轄庁での閲覧・謄写期間の延長

「過去3年間に提出を受けたもの」⇒「過去5年間に提出を受けたもの」

④ 認定NPO法人等の海外送金や金銭持出についての所轄庁への事前報告等の廃止

⑤ 仮認定NPO法人の名称変更

「仮認定特定非営利活動法人」⇒「特例認定特定非営利活動法人」

